

平成 30 年度指定年齢ドック事業実施要領

1 目的

地方公務員法第 42 条に規定する厚生計画、地方公務員等共済組合法第 112 条に規定する福祉事業及び一般財団法人新潟県教職員互助会運営規則第 2 条に規定する厚生事業の一環として、35 歳から 5 年に 1 度、検診精度の高い人間ドック（以下「指定年齢ドック」という。）を実施し、集中的な健康管理を行うことで、教職員の疾病の早期発見及び健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 対象者

指定年齢ドックの対象者（以下「指定年齢者」という。）は、公立学校共済組合新潟支部（以下「共済組合」という。）の組合員（以下「組合員」という。）のうち、平成 30 年 4 月 1 日現在の年齢が次に該当する者とする。

ただし、任意継続組合員、休職発令中及び休業中の者を除く。

年齢	生年月日（平成 30 年 4 月 1 日現在）
35 歳	昭和 57 年 4 月 2 日 ～ 昭和 58 年 4 月 1 日
40 歳	昭和 52 年 4 月 2 日 ～ 昭和 53 年 4 月 1 日
45 歳	昭和 47 年 4 月 2 日 ～ 昭和 48 年 4 月 1 日
50 歳	昭和 42 年 4 月 2 日 ～ 昭和 43 年 4 月 1 日
55 歳	昭和 37 年 4 月 2 日 ～ 昭和 38 年 4 月 1 日

3 指定年齢者への受診勧奨

指定年齢ドックは、教職員の集中的な健康管理を行う目的で、所属で行う定期健康診断に代え、県費を充当して実施するものであることから、指定年齢者は指定年齢ドックを受診するよう努めること。また、所属長は指定年齢者が指定年齢ドックを受診するよう勧奨すること。

4 指定年齢ドックの内容

(1) 実施検診機関

指定年齢ドックは、共済組合が指定する検診機関（別表 1－1）において実施する。

(2) 実施検査項目

検診機関における指定年齢ドックの検査項目は、別記 1 及び別表 1－4 のとおりとする。

なお、労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づく一般定期健康診断の検査項目（学校等における 40 歳以上の教職員について行う胃検診を含む。）は、必ず受診しなければならない。

また、検査の結果、特定保健指導に該当した者は原則として指導を受けなければならない。

(3) 実施期間

指定年齢ドックの実施期間は、平成 30 年 5 月 24 日（木）から平成 30 年 11 月 30 日（金）までとする。

(4) 助成額

指定年齢ドックの 1 人当たりの助成額は、30,380 円とする。

(5) 自己負担額

ア 指定年齢ドックに係る個人負担額は、検診機関が定めた利用料金から上記(4)の助成額を差し引いた額とする。(検診機関が定めた利用料金(別表1-1)が上記(4)の助成額を下回った場合は利用料金全額を助成する。)

なお、希望により実施する追加検査の費用等は、全額自己負担とする。

イ 組合員が、共済組合直営病院である関東中央病院及び北陸中央病院を受診するときは、当該病院から利用奨励費として旅費の一部支給があるので、利用者が確認の上、請求手続を行うものとする。

5 実施手続

(1) 申込手続

指定年齢ドックを希望する指定年齢者は、本要領を確認し実施内容を了解した上で、申込受付期間内(4/9(月)～4/22(日)17時まで)にWeb申込受付システムより申し込まなければならない。

(2) 承認手続

ア 共済組合は、申込みの内容を確認し、承認の可否を決定する。

イ 共済組合は、所属長に対して、受診人数の制限がある検診機関(以下「定員あり検診機関」という。)の承認状況を通知する。

ウ 共済組合は、所属長に対して、指定年齢ドック承認状況一覧表(以下「一覧表」という。)を送付する。

エ 所属長は一覧表に記載のある者を確認し、助成対象外となる休職又は休業中の者がいた場合は、共済組合にその旨を連絡するとともに、指定年齢ドック受診承認書(以下「承認書」という。)の共済組合への返送を本人に指示するものとする。

オ 承認書は、次のとおり送付する。

① 北陸中央病院、県立がんセンター新潟病院、県立中央病院及び長岡赤十字病院の場合

共済組合が、所属に対して送付する。

① ①以外の検診機関の場合

検診機関が、所属又は指定年齢ドックの受診を承認された者(以下「承認者」という。)に対して順次に送付する。

(3) 受診手続

ア 承認書を受け取った承認者は、速やかに承認書の内容を確認し、検診機関の指示に従って、必要な手続を行うものとする。

イ 希望する胃検診の検査方法により、検診機関に事前の予約が必要な場合は行うものとする。(別記2参照)

ウ 承認者が指定年齢ドックを受診するときは、所属する団体の服務上必要な手続を取るものとする。

(4) 受診日の変更

受診日を変更するときは、承認者が速やかに検診機関に連絡し、日程調整をする。

(5) 検診機関の変更

ア 検診機関の変更が認められる場合

承認後の検診機関の変更は、原則認めない。

ただし、業務の都合により事業実施期間内に検診機関と受診日の調整がつかない場合のみ認めることとする。

なお、変更後の検診機関は、定員を設けていない一般検診機関に限る。

また、他の種類の人間ドック（指定年齢ドックから肺ドック等）への変更は認めない。

イ 検診機関の変更手続

- ① アに該当する承認者（以下「検診機関変更者」という。）は検診機関を変更する旨、共済組合に連絡し、共済組合の承認を得る。
- ② 検診機関変更者は、変更前後の検診機関へ、受診の取りやめ及び受診の予約についてそれぞれ連絡する。
- ③ 検診機関変更者は、人間ドック等検診機関変更届（様式2）により、変更の結果等を共済組合へ報告する。なお、承認書の再発行は行わないこととし、交付済みの承認書を朱書きで訂正し、ドック受診時に変更後の検診機関に提出する。

(6) 承認書の紛失への対応

ア 承認者は、承認書を紛失したときは、速やかに所属長に申し出るものとする。

イ 所属長は、承認書の代わりとして人間ドック等受診資格証明書（様式1）を発行し、承認者に交付する。

(7) 受診の辞退

ア 承認者は、指定年齢ドックの受診を辞退するときは、速やかに検診機関に指定年齢ドックの受診の取りやめを連絡し、承認書を所属長に返還しなければならない。

イ 所属長は、人間ドック等受診辞退届（様式3）に提出された承認書を添付し、共済組合に提出する。

(8) 特定保健指導の辞退

特定保健指導該当者は、特定保健指導を辞退するときは、速やかに共済組合に連絡し、別に定める特定保健指導辞退届（様式4）を提出しなければならない。

6 承認の基準

(1) 承認者数

指定年齢ドックは、原則として希望する指定年齢ドックの対象者を全員承認する。

(2) 「定員あり検診機関」の受診承認

検診機関が受診人数を制限しているときは、当該検診機関を希望する者の中から年齢の高い順に承認する。このとき承認されなかった者のうち、「一般検診機関」での受診希望も申し込んでいた者は、その「一般検診機関」で承認する。

7 サービスの取扱い

(1) 県立学校及び教育庁、教育機関に在籍する者

ア 指定年齢ドックは、一般定期健康診断に代えて実施するものとし、厚生計画で定めるところにより、受診（受診の結果必要とされた精密検査を含む。）及び検診機関への往復に要する時間は、職務に専念する義務を免除する。

指定年齢ドック終了後は、速やかに職場に復帰しなければならない。

イ 精密検査後の追加検査や診療は、年次休暇又は病気休暇の手続が必要となる。

また、私費で受診する人間ドックは、年次休暇の手続が必要である。

(2) 市町村立学校及び県立大学等の(1)以外に在籍する者

市町村教育委員会等各事業者が定める取扱いによる。

8 受診結果の取扱い

(1) 県立学校及び県教育庁、教育機関に在籍する者

ア 指定年齢ドックは一般定期健康診断に代えて実施するので、承認者は、検診機関から検査結果を受け取った時は、健康管理上必要な検査結果（H I V感染症、B型肝炎等の感染症情報及び色覚検査等の遺伝情報を除く。）を所属長に提出しなければならない。

イ 所属長は検診結果を確認し、必要な健康管理上の手続を行うものとする。

ウ 検診後の取扱いについては、次の要領等を参照すること。

① 県立学校の者

…毎年度当初に通知する「人間ドック等受診者の健康管理について（通知）」

② 県教育庁及び教育機関の者

…人間ドック等受診職員の健康診断事務処理要領（最終改正：平成 28 年 4 月 1 日付け教福第 6 号）

(2) 市町村立学校及び県立大学等の(1)以外に在籍する者

市町村教育委員会等各事業者が定める取扱いによる。

9 個人情報の取扱い

(1) 利用目的

本事業により取得した個人情報は、組合員の健康管理及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき実施する特定健康診査と特定保健指導に利用する。

(2) 利用する個人情報

本事業により利用する個人情報は、申込書に記載された情報及び受診した検診機関から共済組合に提出される検診結果の一切の情報とする。ただし、H I V感染症、B型肝炎等の感染症情報及び色覚検査等の遺伝情報は除く。

(3) 個人情報の保護

本事業により利用する個人情報は、新潟県個人情報保護条例（平成 17 年新潟県条例第 2 号）及び公立学校共済組合個人情報保護規程（平成 5 年 12 月 17 日制定）に基づき適正に管理する。

(4) その他

事業者から、検診後の保健指導、統計資料作成など組合員の健康づくりに活用することを目的とした情報提供を求められた場合は、組合員番号、所属コード、氏名、生年月日、検診機関、受診結果判定区分等にかかる個人情報を提供する。

10 組合員資格の喪失又は取得に伴う手続

(1) 年度途中で組合員の資格を喪失したとき

ア 承認者が、年度途中の人事異動や退職で組合員資格を喪失したときは、喪失後に指定年齢ドックを受診できないため、速やかに検診機関に受診の取りやめを連絡し、承認書を所属長に返還しなければならない。ただし、承認者が人事異動後において一般財団法人新潟県教職員互助会の継続会員になる場合は除く。

イ 所属長は、人間ドック等受診辞退届（様式 3）に提出された承認書を添付し、共済組合に提出する。

(2) 年度途中で組合員の資格を取得したとき

年度途中の人事異動や新規採用で組合員資格を取得したときに、指定年齢ドックを希

望する指定年齢者は、所属長を経由して申込書を共済組合に提出しなければならない。

11 休職又は休業に伴う取扱い

(1) 申込みの制限

休職発令中の者又は休業中の者は、指定年齢ドックを申し込むことができないものとする。

(2) 承認後の制限

承認者が、指定年齢ドックを未受診のまま、休職発令を受けたとき又は休業に入ったときは、指定年齢ドックを受診できないものとする。

この場合、所属長は5(7)「受診の辞退」に準じて手続するものとする。

ただし、当該承認者が4(3)に定める事業実施期間内に復職又は復帰した場合は、指定年齢ドックを受診することができる。

12 助成対象外となる場合

次のいずれかに該当する場合、当該事業の助成対象とならない。

- (1) 4(3)に定めるドックの実施期間外（実施期間前又は実施期間後）に受診した場合
- (2) 承認者が、組合員資格を喪失した後に受診した場合
- (3) 承認者が、休職発令中又は休業中に受診した場合
- (4) 所属への受診結果の提出を拒否した場合
- (5) 労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づく一般定期健康診断の検査項目（学校等における40歳以上の教職員について行う胃検診を含む。）の一部又は全部を受診できない場合

13 その他

その他、本事業の実施に当たって必要な事項は公立学校共済組合新潟支部長が定める。

